入札説明書

独立行政法人都市再生機構南東北統括営業事務所の「平成２８年度南東北統括営業事務所建物等撤去工事」に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

１　掲　示　日　平成２８年１月２８日（木）

２　発　注　者　独立行政法人 都市再生機構　南東北統括営業事務所　所長　矢作文敏
〒990-2317　山形県山形市みはらしの丘二丁目３番地

３　工事概要

(1)　工 事 名　　平成２８年度南東北統括営業事務所建物等撤去工事
(2)　工事場所　　山形県山形市みはらしの丘二丁目３番地
(3)　工事内容　　工事場所内にある施設の撤去（別冊仕様書及び設計図面を参照）
(4)　工　　期　　平成２８年４月１日から平成２８年６月１０日まで

４ 競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成１６年独立行政法人都市再生機構達第９５号）第３３１条及び第３３２条の規程に該当する者でないこと。

(2)　当機構東日本地区における平成２７・２８年度の一般競争参加資格について、工事種別「土木工事Ｂ等級又はＣ等級又はＤ等級」の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、本社総務部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により、「土木工事Ｂ等級又はＣ等級又はＤ等級」の再認定を受けていること。）。

また、一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出できるが、開札の時までに上記の認定を受けていることとする。

(3)　建設業法第 3 条に基づく建設業の許可を受けていること。建設工事の種類は「土木一式工事」とする。

(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 (2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこ

と。

※定義については、当機構ホームページ（http://www.ur-net.go.jp/order）に掲載。

(6)　地理的条件については、次の要件の要件に該当すること。

山形新都市開発整備事業近隣地域※内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく本店を有する者であること。

※：山形新都市開発整備事業近隣地域とは、山形市、天童市、上山市、山辺町、中山町である。

(7)　平成１７年４月１日以降に元請として施工を完了したもののうち、次の条件を満たす同種工事の施工実績がある者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。

同種工事とは以下の要件を満たす施工実績が含まれる工事を言う。

「１件あたり１５０万円以上の建物撤去工事」

施工実績として認定する発注機関については、当機構又は公共機関（国、地方公共団体、公団・公社等）及び民間のいずれも可とし、当機構もしくは公共機関等の工事の場合は、契約書又はコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に工事が完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

(8)　競争資格確認書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(9)　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

(10)　当事務所発注の工事成績について、資料の提出期限日前 1 年以内の期間において６０点未満のものがないこと。

(11)　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

５　担当支社等

(1)　入札及び契約に関する事項

〒990－2317　山形県山形市みはらしの丘二丁目３番地

独立行政法人都市再生機構南東北統括営業事務所　分譲第１課　電話023－689－1700

(2)　申請書及び資料に関する事項

〒990－2317　山形県山形市みはらしの丘二丁目３番地

独立行政法人都市再生機構南東北統括営業事務所

分譲第２課：渡部（ﾜﾀﾅﾍﾞ）　電話023－689－1700

(3)　平成27・28年度の競争参加資格について

〒231－8315　神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機 本社 総務部　会計チーム

電話045－650－0189

6　競争参加資格の確認

(1)　本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、南東北統括営業事務所長（以下「営業所長」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

４（2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、４（1）及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて４（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において４（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間：平成２８年１月２８日（木）から平成２８年２月１２日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

②提出場所：５（２）に同じ（南東北統括営業事務所分譲第２課）

③提出方法：申請書及び資料は、内容を説明できる者が持参するものとする。なお、提出にあたっては、事前に電話にて予約を行うこととし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

※返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392 円）の切手を貼った長３号封筒を資料と併せて提出すること。

(2)　申請書は、別記様式１（別途配布）により作成すること。

(3)　資料は、次に従い作成すること。

なお、②の同種の工事の施工実績については、平成１７年度以降（平成１７年４月１日から６(1)①の提出日の前日まで）に工事が完成し、引渡しがすんでいるものに限り記載すること。

① 地理的条件

４（６）に掲げる資格があることを判断できる資料として、建設業許可申請において届出されている本支店等一覧の写しを提出すること。

② 施工実績

４(７)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式２（別途配布）の施工実績欄に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は１件でよい。

③ 契約書の写し等

②の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書、また当該工事がコリンズに登録されている場合は、登録内容の写しを提出すること。

④ 同種の工事の内容

施工実績として記載した工事に係る図面の写しを提出すること。図面は、当該工事に係る数量及び施工範囲がわかるものとする。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、ＣＯＲＩＮＳに登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書の一部のみの提出でよい。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。

※民間工事に関するすべての書類及び「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されていない工事については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがある。

⑤ 資料（持参により提出）は、Ａ４サイズのファイル（左側2穴）に綴じ、背表紙に工事名及び会社名を記載し（図面はＡ３版以下に縮小すること。）、別記様式１～２にはインデックスを必ず付けること。綴じる順序は、以下の順番による。

イ 受付表

ロ 別記様式１ 競争参加資格確認申請書

ハ 別記様式２ 同種工事の施工実績

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成28年２月１６日（火）（予定）までに紙にて通知する。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 南東北統括営業事務所長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された申請書及び資料は、返却しない。

④　提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤　申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

⑥　４(11）に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書（別添３）を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し

・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

7　苦情申立て

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、南東北統括営業事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①　提出期限：平成２８年２月２４日（水）午後５時まで

②　提出場所：上記５（１）に同じ。（南東北統括営業事務所分譲第１課）

③　提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又はＦＡＸによるものは受けない。

(2)　南東北統括営業事務所長は、説明を求められたときは、平成２８年３月２日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3)　南東北統括営業事務所長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4)　南東北統括営業事務所長は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行なった書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

8　再苦情申立て

(1)　7(2)の説明に不服がある者は、説明に係る書面を受け取った日から７日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により南東北統括営業事務所長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

① 受付窓口：〒990-2317　山形県山形市みはらしの丘二丁目３番地
独立行政法人 都市再生機構　南東北統括営業事務所　分譲第１課
電話 023-689-1700

② 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前１０時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(2)　南東北統括営業事務所長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。

(3) 南東北統括営業事務所長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後７日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。

(4) 南東北統括営業事務所長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

(5) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等入手先
上記(1)①に同じ。

9　入札説明書に対する質問

(1)　この入札説明書（設計図書、現場説明書等を含む。）に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出すること。

① 提出期間：平成２８年２月５日（金）から平成２８年２月１２日（金）まで

② 提出場所：５（２）に同じ。（南東北統括営業事務所分譲第２課）

③ 提出方法：紙の持参に併せて質問書ファイル（電子媒体：ＣＤ－Ｒ、入力様式 Excel2010 形式以下で作成）を提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧期間：平成２８年２月１８日（木）から平成２８年２月２３日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前１０時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

②閲覧場所：（１）②に同じ。

１０　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書、工事費内訳書の提出方法

(1)　日　時：平成２８年２月２４日（水）　午前１１時（持参すること）

(2)　場　所：〒990-2317 山形県山形市みはらしの丘二丁目３番地
独立行政法人都市再生機構南東北統括営業事務所
総合案内所　電話 023-689-1700

(3)　提出方法：入札書、工事費内訳書は持参するものとし、郵送又は電送による提出は認めない。

１１ 入札方法等

(1)　落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札で落札者がないときは、直ちに又は別に日時を定めて、２回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として２回を限度とする。

１２ 入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　免除。

(2)　契約保証金　請負代金額の 10 分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の３以上とする。

１３　工事費内訳書の提出

(1)　本件の入札においては、第１回の入札において入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。提出方法については、入札書の持参に併せて紙により提出すること。

(2)　工事費内訳書の入力様式（Excel2010 形式以下で作成）は、設計図面及び現場説明書等と併せて送付する。工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事

件名を記載するとともに、入札書の例により押印すること。

(3)　次のいずれかに該当する場合は、入札（見積）心得書第７条第９号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

①　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

イ　内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ　内訳書とは無関係な書類である場合

ハ　他の工事の内訳書である場合

ニ　白紙である場合

ホ　内訳書に押印が欠けている場合

ヘ　内訳書が特定できない場合

ト　他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

②　記載すべき事項が欠けている場合

イ　内訳の記載が全くない場合

ロ　入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

③　添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ　他の工事の内訳書が添付されていた場合

④　記載すべき事項に誤りがある場合

イ　発注者名に誤りがある場合

ロ　発注案件名に誤りがある場合

ハ　提出業者名に誤りがある場合

ニ　内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤　その他未提出又は不備がある場合

(4)　必要に応じて、入札書及び工事費内訳書を公正取引委員会に送付する場合がある。

(5)　工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

１４　開札

入札参加者は、開札時に立ち会うこと。

１５　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並び別冊「現場説明書特記事項」及び別冊「入札（見積）心得書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本社総務部長等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開

札の時において４に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

１６　落札者の決定方法

(1)　独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第４号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2)　上記(1)に該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書（別添１、２）として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

１７　支払条件

前金払い40％以内、中間前払金または部分払１回（どちらか一方を選択）及び完成払。ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前金払いについては、10分の２とする。

１８　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無。

１９　その他

(1)　入札参加者は、別冊入札（見積）心得及び別冊標準契約書を熟読し、入札心得を厳守すること。

※別冊入札（見積）心得及び別冊標準契約書は、当機構ホームページに掲載。

(2)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3)　当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

(4)　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基

本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、当該事項については、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をなさない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごと、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

イ 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以　上

（用紙Ａ４）

受 付 表

１　参加を希望する工事名：平成 28 年度南東北統括営業事務所建物等撤去工事

２　参加申込者

会 社 名：

平成 27・28 年度　　その他　　登録番号（　　）

代表者名：

担当者名：

住　　所：

電話番号：

３　提出書類の一覧表

様　式	書 類 の 種 類	枚数	内　　容
	本受付表	１枚	
様式１	競争参加資格確認申請書	２枚	１枚はコピー
様式２	同種工事の施工実績	１ 枚	
	競争参加資格認定通知書の写し	１ 枚	
	建設業許可申請書の写し（建設工事の種類：「土木工事一式」）	１ 枚	
返信用	返信用封筒（返信先住所・あて先を記入のこと。）	１通	長３号封筒 （簡易書留 392 円切手貼）

受付担当：独立行政法人都市再生機構南東北統括営業事務所　　分譲第２課

※ 当様式をファイルの１ページ目に綴じること。

※ 様式の順に書類を綴り、様式ごとにインデックスをつけること。

※ 書類持参者の名刺を添付すること。

別記様式１
（用紙Ａ４）

競争参加資格確認申請書

平成　年　月　日

独立行政法人都市再生機構南東北統括営業事務所
所　長　矢　作　文　敏　殿

申請者　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

連絡先　担当者氏名
所　　属
電　　話
E-mail

平成28年1月28日付けで掲示のありました「平成28年度南東北統括営業事務所建物等撤去工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書4(6)に定める地域条件を記載した書面
２　入札説明書4(7)に定める施工実績を記載した書面
３　入札説明書6(3)③に定める契約書等の写し
４　入札説明書6(3)④に定める同種工事の図面等の写し
５　保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
６　入札説明書記6(5)⑥に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面

注）　なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。（紙入札時のみ）

別記様式２

（用紙Ａ４）

同種の工事の施工実績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

競争参加資格		１件あたり１５０万円以上の建物撤去工事
工事等名称	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	契約金額	総額　　円（出資比率分　％）
	工　　期	年　月　日～　　年　月　日
	受注形態等	（１）単独　　（２）共同企業体（出資比率　　％）
工事概要等	工事内容	
	施工数量	

（注1)施工実績は、入札説明書４(7)に示す同種工事について記載すること。

（注2)施工実績を証する次の書類を添付のこと。

①「工事実績情報システム（コリンズ)」で証明できる場合は、契約書に代えてコリンズ登録データ（竣工時）の写し

②コリンズデータがない場合は、工事請負契約書(写し)、設計図書の一部（写し）等

※契約書、設計図書（一般図程度）はA4またはA3に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。

（注3）施工実績は、平成17年度以降（過去10年間）に完成した工事とする。

別添１

確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と受注者○○○○○○○は、下記１の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第１　確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記２の「低入札価格調査による確認事項」（別添２のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者及び受注者は確認する。

第２　確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第３　工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

１　契約対象工事名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　低入札価格調査による確認事項　（別添２）

平成２８年３月◇▲日

発注者　　山形県山形市みはらしの丘二丁目３番地
独立行政法人都市再生機構
南東北統括営業事務所
所長　矢作　　文敏　㊞

受注者　　社名
代表取締役　　○○　○○　㊞

別添２

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

１　○○○に関すること。

①　△▽▲▼
②　◇◆◇◆
③　・・・・

２　◎◎◎に関すること。

①　△▽▲▼
②　◇◆◇◆
③　・・・・

３　※※※に関すること。

記載要領
1）工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、この別紙については任意の様式としても構わない。
2）低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。

以　上

別添３

平成２８年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構
　　南東北統括営業事務所
　所　長　矢　作　文　敏　殿

住　所
商　号
代表者

適用除外誓約書

別紙の理由により、○○○○工事の競争入札に関し、当社は、○○保険法第○条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

別紙

（健康保険・厚生年金保険）

□従業員５人未満の個人事業所であるため。

□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

□役員のみの法人であるため。

□使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇　〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。